

平成 17 年 8 月 29 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)
問合せ先
オリックス・アセットマネジメント株式会社
執行役員 齊藤 裕久
TEL. 03-3435-3443

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

本投資法人は、平成 17 年 8 月 29 日開催の役員会において新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1)発行投資口数 47,500 口
- (2)発行価額 未定。平成 17 年 9 月 6 日（火）から平成 17 年 9 月 8 日（木）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」という。）に開催予定の役員会にて決定する。
- (3)募集方法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社及び UBS 証券会社（以下併せて「共同主幹事引受会社」という。）、並びにオリックス証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、新光証券株式会社、UFJ つばさ証券株式会社、三菱証券株式会社、みずほ証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社及び東洋証券株式会社（以下共同主幹事引受会社と併せて「引受人」と総称する。）に全投資口を買取引受けさせる。
一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (4)引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より本投資法人に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5)申込口数単位 1 口以上 1 口単位
- (6)申込期間 平成 17 年 9 月 9 日（金）から平成 17 年 9 月 13 日（火）まで
なお、申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合には平成 17 年 9 月 7 日（水）から平成 17 年 9 月 9 日（金）までとなる。
- (7)払込期日 平成 17 年 9 月 16 日（金）
なお、払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合には平成 17 年 9 月 14 日（水）となる。
- (8)金銭の分配に係る起算日 平成 17 年 9 月 1 日（木）

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 発行価額その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
(10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出人 大和証券エスエムビーシー株式会社
(2) 売出投資口数 2,500 口
上記売出投資口数は上限口数を示したものであり、最終の売出投資口数は前記「1. 公募による新投資口発行（一般募集）」における需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日に決定される。
(3) 売出価格 未定（前記「1. 公募による新投資口発行（一般募集）」における発行価格（募集価格）と同一の価格とする。）
(4) 売出方法 大和証券エスエムビーシー株式会社が前記「1. 公募による新投資口発行（一般募集）」における需要状況等を勘案し、本投資法人の投資主から借入れる予定の本投資法人の投資証券（以下「本投資証券」という。）について追加的に売出しを行う。
(5) 申込口数単位 1 口以上 1 口単位
(6) 申込期間 前記「1. 公募による新投資口発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
(7) 受渡期日 前記「1. 公募による新投資口発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
(8) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
(9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行

（「2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）に関連して行う第三者割当」）

- (1) 発行投資口数 2,500 口
(2) 発行価額 未定（前記「1. 公募による新投資口発行（一般募集）」における発行価格と同一の価額とする。）
(3) 割当先の名称 大和証券エスエムビーシー株式会社
(4) 申込口数単位 1 口以上 1 口単位
(5) 申込期間（申込期日） 平成 17 年 10 月 12 日（水）
(6) 払込期日 平成 17 年 10 月 12 日（水）
(7) 金銭の分配の起算日 平成 17 年 9 月 1 日（木）
(8) 上記（5）記載の申込期間までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
(9) 発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
(10) 公募による新投資口発行及びオーバーアロットメントによる売出しを中止した場合、本第三者割当による新投資口発行も中止する。
(11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

- (1) 今回の 47,500 口の公募による新投資口発行（以下「一般募集」という。）にあたり、2,500 口を上限とする本投資法人の投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を予定している。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、2,500 口を上限として、大和証券エスエムピーシー株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券（以下「借入投資証券」という。）の売出しである。従って、オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。

これに関連して、本投資法人は平成 17 年 8 月 29 日（月）開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムピーシー株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 2,500 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」という。）を、平成 17 年 10 月 12 日（水）を払込期日として行うことを決議している。大和証券エスエムピーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、本投資証券について、安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券を借入投資証券の返還に充当することがある。

また、大和証券エスエムピーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了日の翌日から平成 17 年 10 月 7 日（金）までの間、借入投資証券の返還を目的として、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として株式会社東京証券取引所において本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、借入投資証券の返還に充当される。

なお、大和証券エスエムピーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定である。

そのため本件第三者割当における発行口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合がある。

- (2) 上記(1)に記載の取引に関しては、大和証券エスエムピーシー株式会社が野村證券株式会社及びUBS証券会社と協議の上、これを行う。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	175,372 口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	47,500 口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口数	222,872 口
本件第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	2,500 口
本件第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	225,372 口

（注） 本件第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数及び本件第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数は、前記 1. 記載の通り変更される可能性がある。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回発行調達資金の使途

一般募集における手取概算額 34,100 百万円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取概算額 1,700 百万円と合わせて、本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有する。）の取得資金及び借入金の返済等に充当する。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項なし。

4. 投資主への利益分配等

(1) 利益分配に関する基本方針

利益分の分配金は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針によるものとする。
利益を超えた金銭の分配は、現時点では行わない方針。

(2) 過去の分配状況

	平成 16 年 2 月期	平成 16 年 8 月期	平成 17 年 2 月期
1 口当たり分配金	14,156 円	14,772 円	14,068 円

5. その他

(1) 売却・追加発行等の制限

本投資法人は、一般募集に関して、共同主幹事引受会社との間で、受渡期日から 90 日間は、投資口の追加発行（ただし、本件第三者割当による追加発行を除く。）を行わないことに合意する予定である。なお、この場合においても、共同主幹事引受会社は、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有している。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	発行額	発行後出資総額	摘要
平成 15 年 9 月 18 日	24,121 百万円	85,821 百万円	公募増資

過去 3 計算期間及び直前の投資口価格の推移

	平成 16 年 2 月期	平成 16 年 8 月期	平成 17 年 2 月期	平成 17 年 8 月期
始 値	508,000 円	560,000 円	632,000 円	653,000 円
高 値	568,000 円	651,000 円	687,000 円	836,000 円
安 値	485,000 円	557,000 円	626,000 円	643,000 円
終 値	559,000 円	633,000 円	654,000 円	785,000 円

(注) 平成 17 年 8 月期の投資口価格については、平成 17 年 8 月 26 日現在で表示している。

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（及び訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。